見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和８年 11 月 12 日

全国健康保険協会鳥取支部

支部長　池内　徹

１　調達内容

(1) 調達件名

令和９年度版 健診ガイド（１９種）の作成業務委託　一式

(2) 調達物品の特質等

仕様書による

(3) 履行期限

令和９年３月 26 日

(4) 履行場所

受託者が用意する場所（日本国内に限る。）

(5) 見積競争方法

総価にて競争に付する。

見積書を提出期限内に提出し、全国健康保険協会が定める予定価格の範囲内で、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

なお、契約相手となるべき最低価格の見積を提出した者が２者以上あるときは、くじ引き又は再度公告により契約の相手方を決定する。くじ引きを行う場合は、見積書提出期限の翌営業日に窓口にてくじ引きを行い、業者を決定する。窓口への来所が困難な場合は、代理人をたてるか、見積競争事務に関係のない協会職員がくじ引きを行う。

２　競争参加資格

(1)　全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。

(2)　令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(3)　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(4)　全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(5)　損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

３　見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配布場所

〒680-8560

鳥取市今町２丁目 112 番地　アクティ日ノ丸総本社ビル５階

全国健康保険協会鳥取支部　企画総務グループ　担当：濱本

電話　0857-25-0050（代表）

(2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先

全国健康保険協会鳥取支部　保健グループ　担当：安東

電話　0857-25-0050（代表）

仕様書の内容に質問があった場合は、仕様書を取得した者へ回答内容を連絡する。

(3) 見積書提出期限

期　　限　令和８年 12 月 18 日（金）　15 時 00 分

(4) 見積書の提出方法

① 見積書には事業所名・代表者名を記載、代表者印を押印し、直接に提出する場合には封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号)、宛名及び「令和８年 11 月 12 日公示［令和９年度版 健診ガイド（１９種）の作成業務委託］見積書在中」と記載しなければならない。

② 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の封皮に「令和８年 11 月 12 日公示［令和９年度版 健診ガイド（１９種）の作成業務委託］見積書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し表封筒に入れ、上記３(1) 宛に見積書の提出期限までに送付しなければならない。

(5) その他提出書類（見積書に併せて提出）

① 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）等級決定通知書（写）（「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有するものであること。）

② 暴力団等排除の誓約書（様式１）

③ 再委託に係る確認書（様式２）

4　見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

(1) 提出期限までに到着しない見積書

(2) 見積競争に参加する資格を有しない者による見積書

(3) 記名押印を欠く見積書

(4) 金額を訂正した見積書

(5) 総価について落札者を決定する旨を告げて見積を行った場合で、総価でない価格を記載した見積書（単価も同様）

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不透明である見積書

(7) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書

(8) 同一案件の見積において、１人の者が２通以上の見積書を提出した場合における当該２通以上の見積書

(9) (1)から(8)に掲げるほか、仕様書等の定めに違反し、又は見積書に関する必要な条件を具備していない見積書

5　その他

(1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積競争に参加する者が負担すること。

(2) 当協会の都合により見積競争を取りやめることがある。
(3) 契約の相手方を決定するため、見積競争の参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
(4) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
(5) 契約保証金
全額免除とする。
(6) 競争参加にあたっては、全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
(7) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
(8) 見積金額は、本調達にかかる一切の費用を見込むこと。
(9) 見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
(10) 見積書提出後、辞退する場合は、見積書提出期限前までに、書面にて辞退を申し出ること（様式任意）。
(11) 見積結果については当協会受付前に掲示する。（決定業者のみ連絡する。）なお、併せて全国健康保険協会ホームページ上に公表する場合があるため、予め了承すること。
(12) 請求にあたっては、消費税等額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
(13) 契約書の作成又は請書の提出の有無は契約相手方を決定した後に決定するものとし、契約者はそれに応じるものとする。
(14) 手続きにおける交渉の有無　　無

【参考】
全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）
（競争に参加させることができない者）
第 30 条　総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。
(1)　契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

（競争に参加させないことができる者）
第 31 条　総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後３年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。
(1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより３年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人といて使用した者

２　総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

３　第１項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。